

配偶者控除、配偶者特別控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、
配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額に異動がある場合

(配偶者(特別)控除に関する事項)
年末調整の際に配偶者控除を受けていたが、妻(国税良子)には令和元年中においてパートによる給与収入金額が190万円(給与所得金額115万円)あった。

国税庁HP **確定申告書等作成コーナー**で作成できます。

なお、**スマートフォンで申告**することもできます(こちらをご覧ください。)

○ 手順等については、記載例において表示している「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

【第一表】

令和2年2月17日 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		F A 0 1 1 4	
住所 ○○市△△町X-X-X-X		マイナンバー(個人番号)を必ず記入してください。	
氏名 国税 太郎		明治・「1」 大正・「2」 昭和・「3」 平成・「4」 令和・「5」	
生年月日 3 5 0 1 1 1 6		第一表(令和元年分以降用)	
収入金額等		収入金額等	
給与	7140000	課税される所得金額(5-20)	2906000
公的年金等		上の①に対する税額	193100
その他		配当控除	
配当		(特定増収等)区分	00
一時		政党等寄附金等特別控除	
所得金額	5226000	災害減免額	193100
合計	5226000	復興特別所得税額(34×2.1%)	4055
社会保険料控除	1073196	所得税及び復興特別所得税の額(34+35)	197155
生命保険料控除	105000	源泉徴収税額	169500
地震保険料控除	21000	申告納税額 納める税金	27600
寡婦、寡夫控除	0000	未納付の源泉徴収税額	
勤労学生、障害者控除	0000	申告期限までに納付する金額	00
配偶者(特別)控除	110000	延納届出額	000
扶養控除	630000		
基礎控除	380000		
⑥から⑮までの計	2319196		
雑損控除			
医療費控除			
寄附金控除			
合計	2319196		

○ 「(参考)給与所得の源泉徴収票」から第一表、第二表に転記する箇所を、番号(①~⑤)で表示しています。

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。※この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例③

80000
70000

【第二表】

令和 01 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書 A

9ページ参照

10ページ参照

25ページ参照

27ページ参照

○ 年末調整を受けた給与を有する方は、控除額が年末調整を受けた金額と同じ所得控除については、第二表の該当欄の記入を省略することができます。控除額が年末調整を受けた金額と異なる所得控除（記載例の場合は、配偶者（特別）控除）については、第二表に必要な事項を記入してください。

配偶者(特別)控除又は扶養控除について、控除額が年末調整を受けた金額と異なるため第二表に記入が必要な場合には、控除対象配偶者等及び控除対象扶養親族のマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

○「住民税に関する事項」の「同一生計配偶者」の欄(※)及び「16 歳未満の扶養親族」欄については、記入の対象となる方のマイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

※ 申告される方の合計所得金額が1,000万円を超える場合で、同一生計配偶者がいるときに記入が必要です。

○ 平成 30 年分から、配偶者（特別）控除が変わりました。

- ① 配偶者控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、申告する方の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
- ② 配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました。
(改正前：38 万円超 76 万円未満)

配偶者控除、配偶者特別控除に異動がある方の記載例

(参考)給与所得の源泉徴収票

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る 者	住所 又は 居所	〇〇市△△町×-××-××										(受給者番号)			
		(役職名)													
		氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ													
国税 太郎															
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額				
給与・賞与		内①	千	円	②	千	円		千	円	内③	千	円		
		7	140	000	5	226	000	2	589	196	169	500			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有 従有		千 円		特 定 老 人 そ の 他				人 人 人		内 人		人 人			
○		380 000		1				1							
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内 千 円				千 円				千 円				千 円			
1,073 196				105 000				21 000							
(摘要)															
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円			
		25,000				35,000				90,000					
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		円		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		円		住宅借入金等年末残高(1回目)		円			
		住宅借入金等特別控除可能額		円		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		円		住宅借入金等年末残高(2回目)		円			
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) コクゼイ リョウコ		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円			
		氏名 国税 良子				0									
		個人番号													
控除対象扶養親族		(フリガナ) コクゼイ イチロウ		区分		(フリガナ) コクゼイ ジロウ		区分		(備考)					
		氏名 国税 一郎				⑤ 国税 二郎									
		個人番号													
		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分							
		氏名				氏名									
		個人番号				個人番号									
		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分							
		氏名				氏名									
		個人番号													
		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分							
		氏名				氏名									
		個人番号													
未成年者		外国人	死亡退職者	災害乙欄	本人が障害者	その他	寡婦	寡婦	勤労学生	中途就・退職					
					特 別	特 別	特 別	特 別		就職	退職	年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日		
											元		○ 50 11 16		
支払者		(受給者交付用)													
④住所(居所)又は所在地		〇〇区〇〇 ×-×-×													
氏名又は名称		〇〇産業株式会社 (電話) ××-××××-××××													

(注) 平成31年4月1日以後に提出する申告書等については、源泉徴収票等の添付又は提示が不要となりました。なお、申告書等には、源泉徴収票等の内容を記載する必要があります。税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

配偶者控除、配偶者特別控除に異動がある方の記載例